

第19回 大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視会議 会議要旨

1 日 時 平成24年8月30日(木) 午後2時00分～午後4時10分

2 場 所 此花会館3階 302・303会議室

3 出席者

(委員)

上野座長、大藤委員、杉本委員、中地委員、水谷委員、岩井委員、神谷委員
(環境省)

廣木 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

鈴木 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐

(日本環境安全事業株式会社)

樽林事業部長、塚田事業部安全操業課上席調査役

油井大阪事業所長、志村大阪事業所副所長、峯岡大阪事業所副所長

(大阪市 環境局)

柴田環境管理部長

有門産業廃棄物規制担当課長、谷野産業廃棄物規制担当課長代理

(オブザーバー)

清水 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課主査

澤村 京都府環境・エネルギー局循環型社会推進課専門幹

垣木 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課主査

大角 兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

高野 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課技師

4 議 題

(1) 大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について

(2) 環境モニタリング調査について

(3) PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討状況について

5 議事要旨

- (1) 日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）から大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況について説明があり次の意見等があった。

〈意見等の概要〉

(委員) 昨年8月より舞洲内の外部倉庫に運転廃棄物を保管しているとのことであるが、今後そこで保管容器として使用されているドラム管の経年劣化による錆びを原因とした漏洩事故等が発生するリスクが考えられるが、保管施設においてそういったトラブルを未然に防止するための管理体制はどうなっているのか？

(JESCO) 運転廃棄物の入ったドラム管を JESCO 大阪事業所から外部倉庫に移動させる際には、自社で作成した作業手順書に沿って作業を行っている。また移動の都度、倉庫内の空気中のダイオキシン類濃度の測定をしている。

経年変化によるドラム缶の錆び等への対策については今後の検討課題にさせていただく。

(委員) 今年の3月14日に発生した火災事故を受けて、再発防止のために対策を講じ、実際に消防署の承諾のもと、再稼働しているということであるが、実作業における効率性や複雑性に関してどのような状況か。

(JESCO) 切削時の酸素濃度及び温度上昇の低減を行う改善対策後の処理工程ならびに作業手順書の制定に関しては、作業員の安全性確保の観点から使用する炭酸ガスの量の設定等の問題もあり、試行錯誤し再稼働までに時間を要した。

また実際に6月から再稼働したが、安全性を主眼に操業したため以前の処理ペースまでには到達しなかった。しかしながら作業手順書に係り一定の評価ができたため、定期検査完了後の、稼働再開後は以前の処理ペースに戻して操業できると見込んでいる。

(委員) 今年の3月14日に発生した火災事故を受けて、再発防止のために対策を講じることとなった対策については、すべてのトランスの処理工程において適用するのか、それとも今回の事故発生時に切削していた車載型トランスのみに適用するのか。

(JESCO) トランスには大型、小型、そして車載型トランスと3種類あるが、全部に適用する。

(委員) 今回小火災事故についての報告があったが、事故、トラブルが発生した際、まず人への影響、環境への影響、機械への影響を考慮し、事故の大きさのランク付け、またその事故の評価をする。次に改善

対策を講じた後、再度評価するということになっていると思うが、JESCOでの事故評価システムを教えてください。

(JESCO) JESCOにおいて通報区分に係る要綱があり、区分1、2、3、3未満、4つの段階がある。1番重い事象にあたる区分1については夜間・休日を問わず即時関係する監督官庁すべてに通報するものである。なお今回の小火災の事象については、就業時間中の速やかな報告を義務付ける区分3に該当するものであった。

(委員) この小火災事故における消火活動に伴って使用された消火器より噴霧された粉末状の消火剤の処理はどのようにして行ったのか。

(JESCO) 消火剤については拭き取り、PCBに汚染されている恐れのあるものとして厳重に保管している。

(3) 本市から環境モニタリング調査について説明を行った。

(委員) 大阪市の環境モニタリング調査において問題がないことの報告を受けた。大阪市の測定した値はJESCOが実施した環境モニタリング結果の値とほぼ同じであることを確認した。

(4) 環境省からPCB廃棄物適正処理推進に関する検討状況について説明があり次の質問があった。

(委員) PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会の検討結果の報告によると、今後PCB廃棄物の事業所間輸送がなされることになるが、その際の対策というものはどうなっているのか。また輸送経路にあたる地域の地元住民への説明については実施するのか。

(環境省) 移動する際のルートや、移動するPCB廃棄物の量については現在具体的な検討まで至っていないが、今後十分に注意して検討していく。

(大阪市) 輸送経路にあたる地元への説明については経路全体を網羅して、それぞれの地域住民への説明というのは困難であると考えている。施設設置当時と同様、施設を中心とした新たなルート選定等、今後の状況を見て判断することになる。

(委員) 処理期限の延長に係り周辺住民への説明会等の開催はあるのか。

(大阪市) JESCO大阪事業所が設置されている此花区の地元の方々に対する説明については、処理期限の延長に係り具体的な内容が固まってきた段階で十分に行う予定である。

(委員) これまでに本監視会議において報告されてきたトラブルについて施設の老朽化が要因の一つになっているものが多い気がするが、今後PCB廃棄物の処理期限を延長するにあたり施設の維持管理に係りど

のような対策を講じていくのか。

(環境省) JESCO の施設の老朽化については検討委員会でも指摘されているところであり、今後専門家による助言を受けつつ処理システム全体と各設備、部品の健全な維持に関する検討をしていく予定である。

(委員) 処理期限の見直しということになると、PCB 特別措置法にもとづく国の基本計画の見直しということになると思うが、その流れはどのようなものになるのか。

(環境省) PCB 廃棄物の処理期限についての規定は PCB 特別措置法の政令で定めているので、処理期限の変更については政令改正が必要になるので、今後まず政府内で検討をしていきたい。また JESCO の操業期間、PCB 廃棄物の処理期限とは別に JESCO 各事業所の処理対象廃棄物や処理対象区域等については国の基本計画で定めているので、基本計画については環境省、JESCO で今後さらに検討した上で改正することになる。

(委員) 今回の報告書によると、PCB 廃棄物の処理期限についてはストックホルム条約にもとづいて平成 40 年に期限設定されているが、一番問題は使用中の PCB 使用電気機器であり、それらの把握をどのように行っていくのか。まず日本国内に存在する PCB の量を把握してそれをどう処理していくのか、使用中の機器であっても処理を義務付けるようなことも含めて考えていかないと間に合わないと思うがどう考えているのか。

(環境省) PCB 特別措置法においては、使用中の機器については法の適用を受けず、使用が終わった時点で PCB 廃棄物になるということで、その時に処理期限を過ぎてしまうというケースも考えられることから、法律全体の整合性が取れていないという部分があるのは確かであり、国としても今後使用中の機器がどこに何台あるかということ把握することは非常に重要だと考えている。今回の検討委員会にオブザーバーとして参加した経済産業省、電力関係会社の方々と協力し、今後使用中の機器の把握についても意識して行っていく予定である。

(4) JESCO から大阪事業所の処理の見通しについて説明があり次の質問があった。

(委員) 市の方の基本計画、国の方の基本計画の関係もあるが、大阪市として今後の処理の見通しについてどのように考えているのか。

(大阪市) 基本的に、市域内での PCB 廃棄物の早期適正処理の完了が大前提であると考えている。また処理について若干の遅れが生じているという報告が JESCO からなされたところではあるが、全体の処理期限

を再設定する際には JESCO 大阪事業所の稼働期間については最小限の延長であるべきだと考えている。そういった考えを国の PCB 廃棄物処理基本計画ならびに本市の処理計画に反映させていこうと考えている。また本市の処理計画の作成につきましては地元の方々への十分な説明、了解のもと行っていく。

6 会議資料

資料（1）大阪市 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について

資料（2）平成 24 年度環境モニタリング調査について

資料（3）今後の PCB 廃棄物の適正処理推進について

資料（4）大阪事業所の処理の見通しについて